



昭和49年3月31日  
第七号<別冊>

## 「過密過疎化した都会における神社と

### 氏子とのつながりについて」

—アンケートによる実態調査ご報告にあたって—

「人口のドーナツ化」という現象は、好むと好まざるとによらず、過密過疎化した都心地区より、次第に周辺地区へと襲いかかろうとしている、巨大な潮流であります。

こうした都市化の歩みの中で、常に叫ばれながら、防御できかねている、いくつかの現象があります。排気ガス、光化学スモッグ等による大気汚染、人口増加による河川の汚濁、空閑地の欠乏、そして、生活情緒に不可欠な「緑」の減少等々、人為的に侵しつつありますが、斯様な時代に、私どもが特に、考えてみなくてはならぬことは、無造作に激増する流動的な人口問題、これにかかわる地域社会に於ける人々の連帯感、郷土愛、伝統行事の保存等の希薄化現象ということでありましょう。

斯様な事態が、氏子という神社中心の地域社会構成に於て、どの様な変化がもたらされ、また、今後どの様な方向へと進むであろうか、或は、進むべきか真剣に考えてみなくてはならぬことでしょう。

本会では、アンケート調査により実態の把握をせんが為に、昨年初夏に、23区内に鎮座する約750社の全神社に対し、ご回答をお願い申し上げたところ540社(72%)の好成績をもって回収出来得ましたことをご報告申し上げます。

このほど、その結果が纏まりましたので、本会機関紙「やくわえ」別冊として、お配り致します。今後の神社維持運営上何らかの、ご参考になりますれば誠に幸いです。

尚、本調査にあたりましては、各社の宮司様方の意のあるご理解、ご協力を戴きましたことを深く感謝申し上げます次第でございます。

昭和49年3月

東京都神道青年会

会長 北川正保

# 調査の概要

## 1. 目的

「過密過疎化した都会における、神社と氏子とのつながりについて」のテーマのもと、今日の氏子に対する神社、神社に対する氏子、という観点より、それぞれ、氏子と神社とのかかわり合いの実態調査を行い、その現況の一端を把握し、今後の神社維持運営の一つの目安として、参考となるべき基礎的資料の作成を目的とした。

## 2. 調査内容

神社の歴史は常に、氏子と分離して考えることはできないであろう。

そこで、今日の神社と氏子とのかかわり合いを持つ事柄を中心に調査の内容を定めたが、斯様な調査は初めての試みでもあり、比較検討を行うことができなかったことは、残念であった。

## 3. 調査対象

東京都23区内に鎮座する総ての神社に対しアンケートの回答を依頼した。

## 4. 調査時期

昭和48年6月～9月までとした。

## 5. 回収状況

イ 調査対象神社数 750社

内訳 (本務社290社・兼務社460社)

ロ 回答数 540社 (72%)

内訳 (本務社213社・兼務社327社)

但し、設問により回答が記入されていない場合があったことを、ご了承願いたい。

## 6. 資料提供

次の各区より、緑地ならびに樹木の実態報告書をお寄せ戴きました。

港、目黒、杉並、江戸川各区役所

1. 氏子町会数調べ

表1

	本 務 社		兼 務 社	
	氏子数	町会数	氏子数	町会数
氏子なし	15	6	36	14.0
1～4ヶ町	58	25	194	75.0
5～9ヶ町	80	35	16	6.2
10～19ヶ町	43	19	9	3.6
20～29ヶ町	29	13	1	0.4
30ヶ町以上	4	2	2	0.8
計	229	100%	258	100%

2. 氏子戸数調べ

表2

	本 務 社		兼 務 社	
	氏子数	戸数	氏子数	戸数
1,000戸以下	42	22	161	69
5,000戸未満	113	58	63	27
5,000戸以上	38	20	10	4
計	193	100%	234	100%

1、2表は都内に於ける本務社、兼務社別の氏子町会数、戸数を表わした。本務社では、町会数5ヶ町以上が70%の高率を示すのに対し、兼務社は、4ヶ町以下で90%の高率を示した。尚、氏子戸数に於ても同様な傾向を見ることができる。

3. 神社職員数調べ

表3

人 数	神 職 数		職 員 数	
0 名			81	35.4
1 名	97	40	116	51.0
2 名	91	38	15	7.0
3 名	39	16	9	4.0
4 名以上	13	6	6	2.6
計	240	100%	227	100%

奉仕神職数1～2名の回答が78%にも及んだが、その他の職員が0名の回答は、僅かに35%であった。このことは、神職活動外に働き手の必要性を多く伺うことができる。

4. 氏子の増減についての調べ

表4

氏子数が近年	都心地区		東地区		西地区		南地区		北地区		計	
	激 増	1	14.3	9	39.7	2	32.4	0	19.4	0	30.9	12
やや増加	18		49		21		13		25		126	
同	50	37.6	66	45.2	36	50.7	47	70.1	49	60.5	278	52.7
やや減少	45	48.1	20	15.1	12	16.9	7	10.5	6	8.6	90	21.2
激 減	19		2		0		0		1		22	
	133	100%	146	100%	71	100%	67	100%	81	100%	528	100%

終戦後は氏子の概念が変り、氏子区域内に居住し、その神社を崇敬するものを氏子ということになった。氏子区域外に居住し、或いは、神社を崇敬する者を、その神社の崇敬者と称することは、論を俟たないことである。

この調べは、その氏子崇敬者を混同し、区域内の戸数の増減を基準としたものと考えられる。

各地区をみるに、都心地区は、同じか減少が極端である。都心は、官庁、会社等の職場のビルが多く、居住が次第に不可能になりつゝある傾向のためであろう。

しかし、激増と答えた神社が一社あるが、これは、東京湾埋立地等にアパートが林立した等の理由で特例であった。

西地区、北地区は、同じか、やゝ増加を示している。杉並、中野、殊に世田谷等に、未だ空地があり、それが次第に住宅化している為であろうか。

東地区は、激増、やゝ増、同じが大部分である。この地区は、交通事情も急激に良くなり、千葉方面に向っての発展の凄まじさの現象であり、田園より市街化に移行している証拠である。

南地区は現状維持である。多摩川は境を明瞭にし飽和状態に達している為であろう。

東京も世界の大都市の例に漏れず、ドーナツ化を如実に示し、中心地域は、居住者が疎になり、主として東西に延び発展の傾向がみられた。

しかし、全体の平均値が、同じ、やや増の神社が過半数以上を占めているのは、地方から流入する都市中心の傾向が未だ盛んであることを示しているものであろう。

と共に、各区の発展は、即隣接した地区の伸衰如何が大きな影響を、与えていることを忘れてはならないことである。

地区の分類について——以下同——

都心地区（千代田、中央、港、新宿、文京、台東）

東地区（荒川、江東、葛飾、足立、墨田、江戸川）

西地区（世田谷、渋谷、中野、杉並）

南地区（品川、大田、目黒）

北地区（北、板橋、豊島、練馬）

5. 区別大麻授与状況

表 5

地 域	世 帯 数	一世帯 当り 人 員	人 口 総 数	面 積	大麻頒 布員数	世帯数 との割 合(%)	大麻1体 に対する 人 口 数 (人)	1 km <sup>2</sup> 当 り授与 数(体)	人 口 密 度 (1km <sup>2</sup> )
千代田区	11,554	5.42	62,631	11.52	9,978	86	6.3	866	5,437
中央区	19,856	4.59	91,056	10.05	9,250	47	9.8	920	9,060
港区	66,824	3.22	215,472	19.48	6,255	9	34.4	321	11,061
新宿区	133,077	2.76	367,605	18.04	10,700	8	34.4	593	20,377
文京区	72,565	3.00	218,030	11.44	7,675	11	28.4	671	19,059
台東区	63,284	3.46	218,809	10.00	12,900	20	17.0	1,290	21,881
墨田区	68,424	3.75	256,516	13.82	12,877	19	20.0	932	18,561
江東区	101,738	3.50	355,718	28.88	19,000	19	18.7	658	12,317
品川区	129,916	2.89	375,694	16.24	10,290	8	36.5	634	23,134
目黒区	105,727	2.72	287,920	14.41	5,900	6	48.8	409	19,981
大田区	223,869	3.15	705,396	45.01	19,195	9	36.7	426	15,672
世田谷区	286,571	2.81	804,260	58.81	19,075	6	42.2	324	13,676
渋谷区	106,567	2.54	270,625	15.11	10,720	10	25.2	709	17,910
中野区	144,949	2.59	375,579	15.73	9,000	6	41.7	572	23,877
杉並区	208,657	2.69	561,428	33.54	27,285	13	20.6	814	16,739
豊島区	132,084	2.54	335,445	13.01	5,900	5	56.9	453	25,784
北区	150,329	2.84	426,258	20.55	8,375	6	50.9	408	20,742
荒川区	66,813	3.37	225,167	10.34	11,450	17	19.7	1,107	21,776
板橋区	160,070	3.05	487,822	31.90	13,600	9	35.9	426	15,292
練馬区	179,994	3.06	550,394	47.00	7,750	4	71.0	165	11,711
足立区	175,975	3.43	602,814	53.25	13,830	8	43.6	260	11,320
葛飾区	137,619	3.27	450,490	33.90	15,350	11	29.3	453	13,289
江戸川区	136,803	3.38	462,419	45.06	16,865	12	27.4	374	10,262
合計平均	2,883,419	3.02	8,708,311	577.09	285,030	15.2	30.6	494	

○ 上記表の、世帯数、人口、面積等は、昭和49年2月1日現在調べの東京都庁の資料に依るものである。

○ 大麻頒布員数は、東京都神社庁統計資料の46年、47年2ヶ年の平均員数を用いた。  
尚、この資料中で明らかに訂正を必要とした個所は、修正を行い使用した。

## 6. 区別にみた大麻の社頭、戸別頒布の状況

表6

	社頭：戸別		社頭：戸別
千代田区	27・73	渋谷区	13・87
中央区	23・77	中野区	55・45
港区	45・55	杉並区	20・80
新宿区	36・64	豊島区	86・14
文京区	37・63	北区	88・12
台東区	26・74	荒川区	51・49
江東区	34・66	板橋区	8・92
品川区	24・76	練馬区	80・20
大田区	26・74	足立区	87・13
世田谷区	23・77	葛飾区	21・79

回答を寄せられた大麻頒布の総数は、207,773体で、その割合は、社頭頒布数90,987体(44%)、戸別配布116,786体(56%)であった。

尚、この表中に無い、目黒、墨田、江戸川の三区はご回答が寄せられなかった。

この表を見ると、社頭頒布数が戸別頒布数の割合を越えている区が6区(30%)みられるが、人口密度の極単に高い荒川区を除き、大麻1体に対する人口数、世帯数に対する授与数の割合が共に悪化傾向にあることがわかる。

又、建物が密集し、人口が疎化した千代田区が、世帯数に対する授与数の割合が86%にも及んでいることは、注目すべきことである。

その原因として、住居のビジネスビル化により、世帯数の統合、地主或いは、家主の周辺地区移転等に依り、昼間人口が極端に減少しているが、一方、各種の小売商業と印刷製本などの家内工業、それに衣料、薬品、電機器具、その他さまざまな問屋卸商業などが密集している、いかえれば、生業と住居とを、同一地域に持つ商工業者、つまり都市的な旧中間層が多く居住していることも伺える。

これらの人々は、職業構成からいっても、比較的「地元性」の強い社会型を呈している。

それ故、これらの人々が、住居を周辺地区に移しても、尚且、生業の場に神棚が祀られるのであろう。

最後に一つ提言を申し述べたい。

年間に行われる結婚式の数は、百万組を越えるそうであるが、その大半は、神前挙式が行われるであろう。従って、これらの新家庭を築く人々に、簡易な神棚を記念として、奉斎を促すことが出来たならば、大麻頒布の数も伸びることであろう。

7. 境内樹木の調べ

表7

樹木の太さ	都心地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	計
1メートル以上	672	533	572	333	431	
50 cm 位 い	3,150	1,611	1,448	824	1,467	
20 cm 位 い	3,894	2,279	7,556	2,411	2,736	
そ の 他	3,700	3,328	5,004	811	2,756	
合 計	11,416	7,751	14,580	4,379	7,390	
境 内 総 坪 数	92,267	101,384	100,209	60,217	66,477	
100坪当り樹木数	13	8	15	7	11	

- 樹木の太さの区分は、目通りの直径が1メートル以上、50センチ位、20センチ位、その他と、4段階に分けた。
- 境内総坪数とは回答を寄せられた各社の境内坪数を、地区ごとに総計したものです。

この表を見ると、1メートル以上の樹木が都心地区（特に、港、新宿）が1位に表われたのは、意外に感じた。

都心地区には公共施設、学校、公園等の他には、オープンスペースが少ない為、社寺境内の樹木保存が、今後更に、重視されてくるであろう。

また、中小工場の多い地域の樹木が少ないことも伺える。しかし、50センチ位以上の樹木が各地区共、比較的多く残っているということは、境内地は、樹林帯を形成している場合が多い為、生育も良く今日迄生きてきたことだろう。中でも大木の類では、イチヨウ、シイノキ、ケヤキ、クスノキ等が多く記入されていた。

次に、今度、回答を寄せられた神社境内の樹木は100坪に11本の樹木が有ということが示されたが、かなり高い緑被率を示すであろう。

そこで各社に於いての樹木数を調べて、その境内地に対する割合を出して見て下さい。（例えば、500坪の境内地には  $(\frac{500}{100} \times 11) = 55$ 本以上の樹木が有れば、この調査に於ける平均値以上ということになります）

私どもは、今後、鎮守の森再現に努力しなくてはならないでしょう。それは、鎮守の森に魂のふるさとも感じている人が多いということです。鎮守様の森は聖域ではあるが、子供達のかっこうの遊び場であり、幼い夢をはぐくんできた心にやすらぎをもたらす、情操資源でもありましょう。

## ○ みどりの条例化への傾向と境内地

目黒区緑地ならびに樹木の実態調査報告書より

『今回の調査を基礎資料として、何らかの行政手段—緑地保全対策—を区として立案して行かねばならない。しかし、実査にあたり接した数多くの区民との対話の中で、条例化へ踏みきるためには、今回の調査だけでは、十分な規制、緑の保護は遂行できない問題点が浮彫りにされてきた。

それはたとえば、次の一区民の話に代表されよう。

「戦時中は命令で大木の供出を義務づけられ、今度は木を切り倒すと言う。条例を作ることを考えるのは、自分で樹林を持ったことのない人がやることで、樹林を管理して行くのに、どれだけの金がかかるか、また利用土のない土地に対して、税金をどれだけ払っているか考えれば所有者の実情がわかるだろう」

そこで、今回の調査から考える行政手段、及び今後の諸々の調査によってザル法とならない緑の保護政策の方向性を提言していくものとする。

この様な例をもとに考慮しなくてはならないことは、神社の森を先づ準公共的用地と考へ、何らかの助成策を鑑み、緑樹保護政策を計ろうという考へがもたらされつつある。

例えば、杉並区等では「緑の条例」を作成し、その内に、緑地1㎡あたり5円の補助金を支払う具体例が本年4月1日より施行されていることも伺った。

今後、樹木保存の世論の高まりに対し又、私ども神職は、境内樹木の保護施策に対しどの様な方向だてをすべきであろうか。

## 8. 境内夜間立入の状況

表8

夜間立入ができる	427	95
夜間立入ができない	21	5
計	448	100%

この表より神社は、もちろん信仰上のこともあろうが、境内地が公道化し立入できなくすることが不可能な場合が多いこと、思う。

## 9. 自然環境的な面に於ける公共的憩いの場としての施設は、ありますか

表9

あ る	123	31
な い	269	69
計	392	100%

あると答えた神社の内、その施設の内容は、広場、花壇、境内庭園が多くみられた。あるとの答の神社は特にベンチ、その他施設を施こしてあるものと思われる。

10. 公共的境内施設の調べ

表10

	設置の時代					維持運営者・設置者等								計
	戦前	20年代	30年代	40年代	計	神社	区役所	町会	崇敬会	消防署	防犯協会	宮司個人	その他不明	
児童遊園	5	25	28	16	74	7	60	3	1				7	78
貯水槽	39	8	35	19	101	1				92	1			94
郷土館				2	2	2								2
図書館			1		1									
幼稚園		14	3	2	19	18						1		19
保育園		3			3	3								3
駐車場			27	63	90	71		1				1		73
町会々館			2	1	3			3						3
交番	1				1								1	1
火の見楼	1				1								1	1
弓道場		1			1	1								1
他				2	2									
計	46	51	96	105		103	60	7	1	92	1	2	9	

戦前は、ほとんど神社の所有地に他の施設を造ることは考えられなかったが（貯水槽は地下につくるので特殊）戦後まづ児童遊園と幼稚園、保育園の設置がなされた。児童遊園は、神社の所有地が空地としてこれらをつくるに最適の条件にあったのだろう。又、幼稚園、保育園は、

- ① 小学校以上に比較して、公立の施設が不足し就園率も急激に伸びた。
- ② 神社が経営する上にも他の施設に比べ、教育施設ということで受け入れやすい。
- ③ 園児及び父兄の教化活動の場として適している。

等の理由によりいち早くとり入れられたのではなかろうか。又戦後一宗教法人として維持運営していかねばならなくなった神社が、世相の混乱等により、経済的に問題が多くなって来た30年代以降になると簡単に設置できる駐車場の経営が急増、これは、車の増加と駐車場不足による氏子住民の希望もあるだろうし、経済的基盤を安定、充実させる為収益事業の一環として増えていく傾向となろう。こゝで考えなければならない事は神社境内の景観を考えて設置場所を考慮しなければならないだろう。

## 11. 神社施設の調べ

表11

	年 代 別								資 金 内 容						
	明治以前	明治時代	大正時代	戦前	20年代	30年代	40年代	計	奉納金	社入金	財産処分	奉納金と他	宮司拠出	その他	計
本殿	34	56	25	52	51	91	68	377	308	30	40	19	4	18	419
幣拝殿	19	50	26	61	38	79	58	331	261	22	35	16	3	10	347
神門	2	2		1		4	3	12	2	2	4	1		3	12
神楽殿	2	4	25	42	24	32	38	167	114	14	15	16	1	9	169
手水舎	13	12	22	47	26	43	48	211	152	18	17	6	1	9	203
神札所	2			4	4	14	21	45	31	8	9	1		1	50
社務所	4	5	18	59	48	87	96	317	91	37	40	20	8	19	215
会館	1					11	21	33	13	7	9	2		3	34
宮司宅	2	2	5	7	12	14	32	74	25	11	8		25	3	72
その他				2		2	1	5							0
計	79	131	121	275	203	377	386	1,572	997	149	177	81	42	75	1,521

御社殿の御復興が30年代がピークに達しているのに比べ、その他附属建物の復興は40年代と現われている。戦後経済的な落ちつきと共に先ず御社殿の御復興がなされたのだろう。次に施設と拠出金の傾向をみると宮司宅を除き、やはり奉納金が多く大半の施設が半数以上を占めている。(奉納金その他の項を加えると全体の70%)やはり神社施設は、奉納金で建てるのが氏子教化の面でも大きな役割を果すので望ましい事である。しかし、戦後の傾向として、財産処分で建てるが多くなってきているが、やむお得不い場合を除いて所有地を切り売りするのは感心しない。

御社殿を新しくすると参拝人が増えるといわれるが、新しくなったから増えるのではなくやはり、自分達が建築に関係を持ったということが増える原因だと思う。

“施設建築は奉納金で”、“少額でも多くの人に奉納してもらおう”

12. 火災・盗難報知装置が社殿、附属建物等にありますか

表12

あ	る	59社	13社
な	い	412社	87社
計		471社	100%

これらは、その必要性を叫ばれながらも、上記の結果が出た。あるとの回答の内では、その大半は新しく建設された会館等の建物であった。今後、特に木造社殿等には、これらの装置を備え、自衛体制を整えたいものである。

13. 神社を中心とした団体組織とその年代調べ

表13

	明治	大正	昭和戦前	戦後	計
青年会	1	1		17	19
婦人会		1		17	18
子供会		1		6	7
敬老会				5	5
講社	10	1	2	29	42
ボーイスカウト				6	6
ラジオ体操会				5	5
スポーツ会			1	4	5
祭の会			1	3	4
崇敬会	3	2		93	98
勉強会				5	5
	14	6	4	190	214

14. これから組織しようとお思いの団体はありますか

表14

崇敬会	17	学生会	1
B・S及びG・S	5	敬老会	6
氏子青年会	14	旅行会	1
婦人会	6	講社	3
子供会	11	その他	3

15. 神社を中心とした団体を組織の結果、その長所及び短所について

表15

長 所	短 所
イ. 各種行事に協力的になり、盛大に執行できる様になった。 ロ. 敬神の念が高まり、氏神に対する関心度も深くなった。 ハ. 神社中心の活動が多く出来る様になった ニ. 町会との区別が明らかになり、維持運営がしやすくなった。 ホ. 復興事業等が行いやすくなった。 ヘ. 氏子に喜ばれ、神社に対する認識が高まった。 ト. 氏子と神社、或は地域社会の人々との親睦が計られ円滑になった。 チ. 教化活動が行いやすくなった。 リ. 礼儀正しくなった等、保護者から喜ばれることが多い。 ヌ. 意見統一がとりやすくなった。 ル. 奉納金、私祭等が増加した。	イ. 発言権を持つことにより、神社に干渉的になった。 ロ. 神社と町会の混同意識が警戒された。 ハ. 会員以外の暴害が起る。 ニ. 団体を組織するということは、ある一方に遍調して行く為、ある一方が離れていく。 ホ. 面倒なことが多くなった。 ヘ. 特定の人集りになり、何事もマンネリ化する傾向がある。 ト. 総代、世話人等に牛耳られる恐れがでてきた。

13番の神社を中心とした団体組織を年代別にわけてみた場合、明治時代以後戦前までは祭政一致の古儀に倣い、敬神思想を以って、国民道徳を固めようとしたわけでありませう。

国家管理を背景として国では寺社を内務省の外局として二局七課を有する神祇院が監督指導のみならず、全国民に前条思想を普及せしめる仕事をしていたわけでありませうから、明治より戦前までは国家観念が高潮するに従い、神社行政が重視されて来たといえませう。

この様な時代背景の元にあった神社の団体組織をみると、一番数があるのでさえ講社の13講、その他は何ら活動をしていなかった事が見られる。しかし、各神社が氏子を中心として、又氏子と国と神社とが一体となって活動していた。むしろ、活動がしやすい立場に置かれていたという方が正しいでしょう。

しかし、敗戦という憂き目に会い、昭和20年8月、降服文書に調印して以来、マッカーサーは同年12月15日に神道指令をもって国家神道を廃止致しました。文部省は地方長官に対し「町内会や隣組も神道指令に関する限り、神社神道の支援をしてはならない」と通達が出されたが、神社界にとっての大変革であった。中でも神官は、官公吏の身分まで奪わ

れて、一宗教家となり、神社もまたその信奉者、すなわち氏子崇敬者が望む場合には、一宗教として認めるという条件付きで、他の宗教法人同様として存続が許された。

その様な時代背景のもとに、伊勢神宮を本宗として、全国神社の総意に基づいて包括団体本部、神社本庁を設立した。

古来、氏子とは、血縁的、地縁的つながりにより形成されていたものが、今日のように区域内に住む会員を氏子とする様になると、中でも特に信仰心の厚い人々を集め、崇敬会講社、婦人会、青年会等といった組織化を考えなくてはならなくなった。

従って、14表をみてもわかる通り、これから組織しようという団体に、崇敬会との回答の他に、青少年の組織化による神社導入を考えていることが伺える。

今後、団体組織を結成した場合、その運営、活動状況等に多くの意義が見い出されるのである。

尚、15表に示された、その長所、短所等大いに参考にしたいものである。

16. 町内みこしの宮入状況

表16

宮入状況	神社数	割合
100%の宮入	80	40.4
99%以下の宮入	34	17.2
50%以下の宮入	28	14.1
30%以下の宮入	45	22.7
宮入なし	11	5.6
計	198	100%

みこしの宮入状況を100%と回答したのは、僅かに、40%であった。これは、最近の都市化の著れである。交通量の増化と共に、遠隔地氏子からの宮入が、不可能となったことも考えられるが、最早、みこしのかつぎ手の体力の弱化ということも考えなくてはならぬ。一部に於ては、神社近くまでみこしを自動車により運び、後、かついで宮入をする等の例もみられる。

更に、氏神参拝という祭の形式が薄れ、地域集団レベルを荷ないてとする祭の形式が、相対的に強くなってきたことも意味するのでは、なかろうか。

〈事例〉——下町の某町大祭行事予定表より抜萃

(前略)さて、当町の祭典行事は敬神の念を高揚し、子供さんに楽しい思い出と夢を持たせ、老いも若きも町内親睦を第一に、若い方々に下町の伝統を伝え、災禍を追払い町内繁栄を祈りつつ催すもので、此の主旨御賢察下さいまして御町内皆様方一層の御協力を御願い申し上げます(後略)

## 17. 鳳輦、神輿のご神幸は行なわれていますか

表17

行われている	192社	40%
行われない	287社	60%
計	479社	100%

この表で、注目すべきことは、行われていないと答えた神社のうち175社(61%)は兼務社であった。従って、兼務氏子へは、本務よりご神幸があることも考えられるので実際に行われていない率は減少するであろう。

## 18. ご神幸祭の行われるのは何年ごとですか

表18

毎年行われる	59	29.0
1年おきに行われる	46	22.5
2年おきに行われる	11	5.4
3年おきに行われる	11	5.4
4年おきに行われる	5	2.4
5年おきに行われる	2	1.0
7年おきに行われる	1	0.5
12年おきに行われる	1	0.5
不定期である	68	33.3
		100%

毎年乃至は一年おきとの回答が50%以上であるのに対し、不定期の回答が33%以上であった。

これは都市社会に於て、伝統的に行われてきた「祭り」の構造的な持続面が主として、町内会という集団単位に荷なわれてきた場合が多く、従って、氏子の流出入の激化と共にその持続面が崩壊されてきたことを意味するのでは、なかろうか。しかし、戦後昭和22年に政令22号によって禁止された町会、隣組の結成が昭和27年、平和条約による政令の失効により解除され、その後、正式な町会復活が集中的に現われているが、この新たに復活した町内会が、その統一機能の補強として祭礼執行を必要として行われた。町内会の集団理念回復のためにどんなに役立ったことだろうか。

従って、氏子と神社とのつながりについては、祭礼行事が盛大に行われる程、結びつきも固くなってくるものと思われる。

19. 最近に於ける諸祭事の増減について

表19-1

	激 増		や、増加		同		や、減少		激 減		計
初 宮 詣	6	1.8	107	32.7	157	48.0	40	12.3	17	5.2	327
七 五 三	3	0.9	82	24.5	166	49.6	64	19.1	20	5.9	335
入 学 式			4	4.3	51	55.5	7	7.6	30	32.6	92
卒 業 式			1	1.3	43	55.1	8	10.3	26	33.3	78
成 人 式			9	6.8	63	48.1	22	16.8	37	28.2	131
結 婚 式	2	1.1	4	2.2	43	23.1	45	24.2	92	49.5	186
車 祓	4	2.1	33	17.2	123	64.0	13	6.8	19	9.9	192
出 向 祭	6	2.4	61	24.0	139	54.7	38	15.0	10	3.9	254
神 葬 祭	2	1.1	12	6.5	107	57.8	33	17.8	31	16.8	185
計	23	1.3	313	17.6	892	50.1	270	15.2	282	15.8	1,780

表19-2

		都心地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	計
初 宮 詣	激 増	2	2	2	0	0	6
	や、増	20	22	20	21	24	107
	同	40	29	36	22	30	157
	や、減	15	9	3	6	7	40
	激 減	10	0	4	1	2	17
七 五 三 詣	激 増	1	1	1	0	0	3
	や、増	9	25	17	14	17	82
	同	41	37	27	26	35	166
	や、減	21	16	13	5	9	64
	激 減	12	2	3	1	2	20
結 婚 式	激 増	1	1	0	0	0	2
	や、増	1	3	0	0	0	4
	同	8	8	7	10	10	43
	や、減	10	7	11	9	8	45
	激 減	34	13	24	12	9	92
車 祓	激 増	1	1	1	0	1	4
	や、増	8	7	9	6	3	33
	同	33	17	24	23	6	123
	や、減	5	4	2	2	0	13
	激 減	7	3	6	1	2	19
出 向 祭	激 増	1	3	1	0	1	6
	や、増	17	10	14	10	10	61
	同	35	21	29	26	28	139
	や、減	14	8	7	5	4	38
	激 減	3	1	4	0	2	10

○矢印は、上を向いている場合は、増加の傾向を示し、下向きは減少傾向を示す。

## 20. どの様な形で神社維持費は徴収されていますか

表20

町会費より拠出されている	155	32.7
個人より拠出されている	194	40.9
維持費は徴収しない	125	26.4
計	474	100%

## 21. 例大祭等祭典費用の町会費からの拠出傾向

表21

拠出されている	158	34.1
一部では拠出されている	89	19.2
拠出されない	217	46.7
計	464	100%

## 22. 祭礼費用の町会費及び個人負担の割合について

表22

町会費で全費用を賄う	58	24.3
町会費で大半を賄う	57	23.8
町会費と個人奉納金と半々位	45	18.8
個人奉納金で大半を賄う	41	17.2
個人奉納金で全費用を賄う	38	15.9
計	239	100%

宗教法人「神社」における維持費は神社運営、その活動の根源であろう。

神社の運営形態は、好むと好まざるとにかかわらず著しい変遷の度合を高めながら推移している。戦後顕著に流動した人口の急増と共に、人々の連帯性、郷土愛の希薄化等の理由に依り、従来神社と氏子町会が緊密だったのに対し、現在法的行政区域でない各町会組織とのつながりが弱体化したのに伴い、氏子崇敬者個人に比重が推移していると思われ、その集金の困難さと、中には維持費徴収が不可能になって来ていると思われる。

本来、氏子崇敬者の拠出金は、金額の大小にかかわらず敬神の念の高揚と氏神社に対する関心度、その神社維持運営に参加しているという氏子崇敬者意識を高める為にも必要である。

一方神社維持運営のため収益事業を営むことにより、営利の追求とまではいかないが、その収益を期待し、一般又は特別の財源に充てるということが、更に今後この様な傾向が強まることと考えられる。

23. 最近の各種神社行事に於ける参詣者の傾向

表23

増加の傾向にある	166	34.1
ほぼ同じである	272	55.8
減少の傾向にある	49	10.1
計	487	100%

23表を見ると、約半数は戦前戦後と変わりがない。更に、増加して来ているという回答30%を越えている所からみても増加乃至ほぼ同じという回答は全体の約90%にあたる。

確かに年々参詣者が増えつつあるという傾向が伺われるが必ずしも、内容的にみて、崇敬者氏子の増大と即断するにはいかない。むしろ、初詣、祭礼並びに各種年中行事に関しムード的、観光的、物見遊山的な要素に起因する面が大きいようである。物が豊かになり人々に心のゆとりがでて来た点は伺われるが参詣人の増加が即氏子崇敬者の増加と判断する楽観的解釈は慎むべきものと思う。

我々、神職はその動静につき絶えず冷静な判断が必要である。

24. 社報等出版物を発行していますか

表24-1

発行している	60	17
発行していない	290	83
計	350	100%

発行している場合年に何回位ですか

表24-2

1回	2回	3回	4回	6回	毎月	不定期	他	計
8	14	1	7	1	5	7	17	60
13.3	23.3	1.7	11.7	1.7	8.3	11.7	28.3	100%

発行していない神社が80%以上ということである。発行している神社でも年1、2回又は、不定期、その他という数字は全体の75%を占めている。中には熱心に毎月発行されている神社もあるが極く僅かに、とゞまる。

これは、社報等の出版物は手数がかかり、かなりの努力が必要とされるため、そうでなくとも日常雑事多忙な神社が多いために現実には発行できない状況にあるものであると解する。

他方「東神」編集の季刊的レディーメイドの社報もあるのでより多くの方が、これを利用乃至参考にして神社活動のPRのために積極的に取り組んでいたゞきたいものである。

できれば、単なる年中行事の告示にとどまることなく神社の宗教的機能等の教化活動の宣伝に社報出版物の発行を大いにすべきである。

## 25. 現在行われている神社活動の事例についての調べ

こゝでは特に、教化事業として行われているものを述べて戴いた。

- 神社祭祀に関するもの
  - 1. 月例参拝会
  - 2. 献茶、献花等の行事への参加
- 社頭活動に関するもの
  - 1. 早起き会（ラジオ体操の会、清掃奉仕の会等）
  - 2. 1日、15日社頭講話
- 組組織活動に関するもの
  - 1. 敬神婦人会
  - 2. 敬老会
  - 3. ボーイスカウト・ガールスカウト
  - 4. 氏子青年会
  - 5. 子供会
  - 6. お囃し、太鼓の会
  - 7. 児童合唱団
- 勉強会活動に関するもの
  - 1. 学習塾（夏休み勉強会）
  - 2. 習字、絵画等の指導
- 視聴覚教化に関するもの
  - 1. 映画会等
- その他、趣味の会として神社に引き寄せて、神社行事に係わりを持たせている場合がみられた。

いずれにしても、地域の幼少年を鎮守の森で育成することが先決問題であろうし、少年少女を集めて、上記の様な、学習会、書画の勉強会やソロバン塾をしたり、剣道や柔道などの体育錬成を行うことも一つの方法となるでしょう。

この様な事業を行うことができれば、お祭に、それぞれの技を発揮し、発表する行事を開催することが出来ます。子供達或は氏子に対して神社の森を楽しめる場として提供しその魅力に引き入れることが大切であろう。

26. 神社建物を公共的な集会場に利用されていますか

表26

されている	214	60%
されていない	142	40%
計	356	100%

「公共的集会場に利用されている」214社のうち、営利を目的とした、例えば「———会館」のような場合には、積極的に「公共」に提供しないと管理上の経済性を保てないだろう。

この設問の場合、「公共」の語句を神社本来の目的以外に提供することと解した返答のあることも考えられる。

又、営利、非営利を問わず、「公共的会場」に利用されている場合、神社を中心とした何らかの団体を組織したため、その結果として、神社中心の活動が多くできる様になり、氏子と神社或は、地域社会の人々との親睦が計られ円滑になった。そして、神社経営、運営上に意義があったと言う、第15項の返答と無関係ではないだろう。

次に、「公共的集会場に利用されていない」142社については、

- ① その施設に公共性がない。
- ② 管理上その意志がない。
- ③ 近くに便利な別の「公共的集会場」があり地元からの要請がない。

などの条件がその原因として考えられる。何れにしても、「公共」の解釈如何、又は年間利用頻度などで数字(%)は微妙に変化することも考慮し、単純に推察し、類型や法則をつくることは危険である。

今回の調査の目的にも記されているが「今日の傾向の一端を把握し、今後の神社維持運営の参考とする」には、この一行の回答の中にある千差万別を正視し、分析し、徹底的に究明した上で、その基礎的資料としたい。

27. 神社の広報・PRはどの様な方法で行われていますか

表27

ポスター	244	60.5
チラシ	66	16.4
立看板	59	14.6
広報車	4	1.0
その他	30	7.5
計	403	100%

全体の九割以上を、未だポスター、立看板、チラシに依る方法という結果は以外だったが、これ等も氏子区域内の数多くの場所に、専用の掲示板をもつことで、より大きな効果を上げ得る事と思うし、又日常から氏神を知らしめる為の表示も必要であろう。

又、これら一つの方法だけでなく、社報等氏子一人一人への広報、教化活動も併せて行うことが望ましいと思う。

## 28. 総代数の調べ

表28

5 名 以 下	1 3 0	3 1 . 6
10 名 以 下	1 0 9	2 6 . 5
15 名 以 下	4 5	1 0 . 9
20 名 以 下	4 3	1 0 . 4
30 名 以 下	3 8	9 . 2
40 名 以 下	2 7	6 . 6
50 名 以 下	5	1 . 2
60 名 以 下	6	1 . 5
61 名 以 上	9	2 . 1
計	4 1 2	1 0 0 %

## 29. 総代平均年齢の調べ

表29

41 ~ 45 才	1	0 . 2
46 ~ 50 才	2 2	5 . 5
51 ~ 55 才	6 9	1 7 . 2
56 ~ 60 才	1 6 3	4 0 . 6
61 ~ 65 才	1 0 7	2 6 . 7
66 ~ 70 才	3 6	9 . 0
71 ~	3	0 . 8
計	4 0 1	1 0 0 %

30. 今後、神社の維持運営の基盤となるものは

表30

	回 答 数	割 合(%)
イ. 収益事業による	73	35
ロ. 氏子拠出金による	63	30
ハ. 講社・崇敬会等の組織作り	37	18
ニ. 篤志家の奉納	13	6
ホ. 町会による維持	6	3
ヘ. その他	16	8
会 計	208	100

- 注) イ. 駐車場、ビル建物、不動産、会館、基本財産によるもの等がある。  
 ロ. 信仰心の昂揚、神社と個人のつながり、氏子の強化による拠出金、祭事執行による収入増等を含む。  
 ハ. 講社・崇敬会等の組織による維持運営を図る。  
 ヘ. この中には、現行と変らぬとするものから、氏子に依存出来ぬ、したがって氏子区域の廃止をいう人もあり、神社庁の指導により給与体制の強化、又兼職になるであろうとするものまであった。

31. 神社は今後どの様な方向へ進むか

表31

	回 答 数	割 合(%)
イ. 信仰形態が変化する	55	48.3
ロ. 努力次第	29	25.4
ハ. 厳しくなる(悲観的)	20	17.5
ニ. 発展する	5	4.4
ホ. 現状のまま	5	4.4
合 計	114	100.

- 注) イ. 氏子関係がうすれ信者崇敬者対象の会造り、集団(地域)信仰から個人信仰に変わり個人の精神的やすらぎの場となる、兼務社は合併され企業化される、単に形式的存在となり観光的文化財的なものとなる等多様である。  
 ロ. 神社と氏子との(組織的にも個人的にも)つながりを強化する、祭札、行事を通じた郷土の特性を生かして崇敬心の高揚を図る等教化活動による。  
 ハ. 政治的法律的に制約が厳しくなる、神社行事が行われなくなり青少年との断絶が起る等。  
 ニ. ホ. 特記すべきものなし。

30. 31のアンケートは今後の神社のあり方を知る上で最も重要な問題を提起している。30. 31についていえば、氏子拠出金に依るものより収益事業に依るものの方が数字の上で多くなっていることは考えさせられる。しかし、ロ、ハ、ニの合計が54%であることは、神社の性格上当然であろう。資金面については本来ロ、ハ、ニによって維持運営されることが最も望ましい事ではあるが、諸般の事情によりイに頼らなければならないのもまた当然のような気がする。しかし、この点についてはアンケート31と対照して考えなければならないと思う。それは31のイが48.3%と約半数を占めていることでもわかる。この中には氏子と氏神との関係が自然に消滅して行くという考えが非常に多く含まれている。このイとハの合計65.9%は一体どういうことを意味しているのだろうか。何か成り行き上そうなるだろうと考えているとしか思えてならない。ただ救いになることは努力次第では発展するという口の25.4%である。各神職が自覚し時代の変遷と人心の移り変りを認識し、その上に立った教化活動を行うことによって、本来あるべき神社の本質とそれからくる形態を維持発展させることが出来るのではないだろうか。

この30. 31の数字を見ることによって、これから我々がやって行かなければならない事がおのづとわかる様な気がする。

### 32 例祭日〇傾向

地区 時期	都心地区	東地区	西地区	南地区	北地区	計(%)	
1月	0	3	1	3	0	7	0.9
2月	9	16	4	24	5	58	7.1
3月	4	4	0	2	3	13	1.6
4月	17	6	2	4	4	33	4.0
5月	58	12	2	8	4	84	10.2
6月	28	16	2	9	5	60	7.3
7月	2	7	0	3	3	15	1.8
8月	7	43	13	19	11	93	11.3
9月	54	121	53	53	56	337	41.0
10月	9	39	32	13	13	106	12.9
11月	2	5	1	3	3	14	1.7
12月	0	0	0	1	1	2	0.2
計	190	272	110	142	108	822	100%

◎49年度版の神職名簿により、集計する。

## おわりに

本会テーマの一つ「過密過疎化した都会に於ける神社と氏子とのつながりについて」のもと、アンケートに依り実態調査を行うことを決定、その後アンケート設問内容の検討、用紙作成、配布、回収、分析、解説、編集と各作業を行って参った。

まづ、用紙配布方、支部長会の席上ご協力を仰ぎ、お影をもって回収に当っては、好成績にて、回収出来得ました。

引き続き、役員の方々には、神社庁を始め神田明神、杉並氷川神社、葛飾熊野神社等7回に及びお集りを願ひ、順調に作業が進展致して参りました。ここに分析された資料を更に統計化、図表化するに当っては、石橋、大村、山崎各委員の絶大なる応援を賜はり、基礎原稿が完成致しました。この基礎原稿をもとに、会長以下全役員により、数項目ずつ分担し解説を行って参りました。

従って、この解説には、各項担当者の私見も加わる様な個所も多々ございますが、各々の解釈を尊重し編集にあたりました。

最終段階の編集作業に当っては、広報部の神尾、倉光、千村各氏のご協力を戴き、幾度か、お集まりを願ひ、遂に、印刷用原稿の完成を見ることができました。

斯様な、仕事は、私ども一同初めての試みでもあり、困難を極め、意に添わぬところもございましたが、この報告書をご覧戴き、「現代の神社と氏子とのつながり」について、その傾向の一端を知ることが出来ますれば幸いです。

最後に、役員を始め委員の方々の絶大なるご協力に対し深く感謝致すと共に、ご回答下さいました方々に対し、厚くお礼申し上げます。

第二テーマ担当

副会長 大鳥居 信史

やくわえ第7号 一別冊一  
昭和49年3月31日  
東京都神道青年会  
東京都港区元赤坂2-2-3  
(東京都神社庁内)  
電話(408)2361・9277